

竹島の領土権確立に向けた対策の強化を求める意見書

島根県竹島は、歴史的にも国際法に照らしても我が国固有の領土である。

韓国は、1952年いわゆる「李承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定し、竹島を囲い込み、以後、竹島の不法占拠を続けてきたところである。

このようななか、去る8月10日に李明博韓国大統領が竹島に上陸した。さらに同月14日には、李明博大統領は、天皇陛下の韓国ご訪問に関し、極めて不適切な発言を行った。これら一連の行動は、日本国民として決して容認できないものである。

我が国は、これを受け、衆参両院で竹島上陸に抗議する決議を行い、政府は、国際司法裁判所への単独提訴に入る準備を進めるとともに、政府内に竹島問題についての専門部署を設置することを表明したところである。

韓国は、我が国にとって重要な隣国であり、韓国国民との友好は、アジア太平洋地域の繁栄と安定につながることは論を待たないが、このたびの李明博大統領の行動は、両国の友好関係を揺るがす暴挙と言わざるを得ない。

この上は、日本政府において毅然たる態度で韓国政府と交渉を行い、竹島問題解決に向けて効果的な施策を実行に移すとともに、早期に専門部署を設置されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年（2012）9月27日

出雲市議会